

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## ■ 入院基本料について

当院は、一般病棟入院患者7人に対して1人以上、精神病棟入院患者15人に対して1人以上の看護職員を配置しております。(日勤・夜勤あわせて)  
また、一般病棟入院患者50人に対して1人以上、精神病棟入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

## ■ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方の発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

## ■ 初診・再診に係る費用の徴収について

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として初診7,000円(歯科5,000円)、再診3,000円(歯科1,900円)を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分について、その費用を徴収することができるものと定められたものです。

## ■ 入院期間が180日を超える入院の費用徴収について

同一疾病又は負傷により、当該保険医療機関(他の保険医療機関を含む)に通算して180日を超える期間の入院(一般病棟)には、入院料の基本点数の15%を実費にて費用徴収することになります。なお、疾病又は負傷の状態、処置・治療の内容により対象とならない場合がありますので、詳しくは入院係までお問合せ下さい。  
(一般病棟入院基本料対象者:1日あたり税込2,783円)

## ■ 診断群分類別包括評価方式(DPC)について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる【DPC対象病院】となっております。

当院に入院される患者様は、診療行為毎に料金を計算する従来の「出来高方式」から、病気、症状等をもとに、処置などの内容に応じて定められた1日あたりの定額の点数＝「包括評価算定方式」により医療費が計算されます。疾病により一部適用されない場合もありますが、この方式により包括されるのは入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断等で、手術等については、従来どおり出来高で加算されます。

**【 DPC標準病院群 基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.3513 + 機能評価係数Ⅱ 0.1237 + 救急補正係数 0.0327 = 医療機関別係数 1.5528 】**

## ■ 食事療養について

入院時食事療養(Ⅰ)

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食に関しては午後6時以降)、適温で提供しております。

## ■ 指定医療機関等について

当院は、以下の各種指定を受けた医療機関です。

- 指定保険医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 小児慢性特定疾病指定医療機関
- 結核指定医療機関
- 災害拠点病院
- 被爆者一般疾病医療機関
- 労災保険指定病院
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)
- 難病法指定医療機関
- へき地医療拠点病院
- 救急告示指定病院
- 第二種感染症指定医療機関
- 応急入院指定病院
- 協力型臨床研修指定病院
- 指定通院医療機関
- 沖縄県難病医療協力病院
- 沖縄県マンモグラフィ検診協力医療機関
- 沖縄県肝疾患に関する専門医療機関
- 地域周産期母子医療センター
- 特定病院
- 地域がん診療病院
- 育成医療、更生医療指定自立支援医療機関(整形外科・腎臓・歯科矯正・口腔・免疫)
- 基幹型臨床研修指定病院
- 地域医療支援病院
- 第一・二種協定指定医療機関

## ■ 特別療養環境の提供について

当院では、個室使用料につきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしています。

| 病棟名   | 特S室(11,000円) | 特A室(7,700円) | 特C室(2,750円)                                     |
|-------|--------------|-------------|---|
| 3階西病棟 | 316号室        | 301号室       | 302号室・303号室・304号室・308号室・312号室・313号室・314号室・315号室 |
| 4階西病棟 |              | 413号室       | 401号室・417号室・418号室                               |
| 4階東病棟 | 427号室        |             | 436号室・437号室・438号室                               |
| 5階西病棟 |              |             | 502号室   |
| 5階東病棟 |              |             | 521号室・522号室・523号室・536号室・537号室                   |

※ただし、医師等の判断により個室管理が治療上必要な場合、上記の部屋に入院された場合でも費用は発生しません。